



宮 崎 県 公 報

平成26年3月20日(木曜日) 第 2574 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○知事が保有する公文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1

告 示

- 宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示…… (行政経営課) 4
- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 4
- 救急診療所の認定…………… (“) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 5
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 6
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 6
- 指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 7
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 7
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (“) 7
- 登録特定行為事業者の登録…………… (“) 8
- 登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地

- の変更…………… (長寿介護課) 8
- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 8
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 9
- 土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 9
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 10

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (商工政策課) 10
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 11
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 12
- 基本測量の実施の通知…………… (管理課) 12
- 二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 12
- 落札者等の公告…………… 12

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 12
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 12

県議会告示

- 宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示…………… 13

規 則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第8号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が保有する公文書の開示等に関する規則(平成12年宮崎県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(電磁的記録の開示の実施の方法)	(電磁的記録の開示の実施の方法)
第9条 条例第14条本文の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。	第9条 条例第14条本文の実施機関が定める方法は、電磁的記録を知事が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)
(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付	一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)
(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)を使用して	一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)

用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付

別表 (第13条関係)

公文書の種別	交付する写し	金額		
1 文書、図画又は写真	[略]			
	イ 複写機により複写したもの (多色刷りで、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1枚につき 50円		
	ウ マイクロフィルム 印刷物として出力したもの	1枚につき 50円		
	[略]			
2 電磁的記録	(1) 録音テープ	録音カセットテープ (ノーマルタイプ・120分) に複写したもの	1巻につき 120円	
	(2) ビデオテープ	ビデオカセットテープ (VHS規格・120分) に複写したもの	1巻につき 150円	
	(3) (1)及び(2)以外の電磁的記録	[略]		
		イ 印刷物として出力したもの (多色刷りで、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1枚につき 50円	
		ウ フロッピーディスク (3.5インチ2HD) に複写したもの	1枚につき 60円	
		エ 光ディスク (CD-R 700メガバイト) に複写したもの	1枚につき 100円	
		オ 光磁気ディスク (MO 230メガバイト) に複写したもの	1枚につき 480円	
		カ アからオまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	[略]	

[略]

別記

様式第1号 (第2条関係)

[略]

[略]		
2 開示方法の区分	[略]	(1)~(3) [略]
	電磁的記録	(4) フロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスク、録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複写したものの交付
[略]		

[略]

[略]

別表 (第13条関係)

公文書の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	[略]	
	イ 複写機により複写したもの (多色刷りで、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1枚につき 30円
	ウ マイクロフィルム 印刷物として出力したもの	1枚につき 30円
	[略]	
2 電磁的記録	[略]	
	イ 印刷物として出力したもの (多色刷りで、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1枚につき 30円
	ウ 光ディスク (CD-R 700メガバイト) に複写したもの	1枚につき 80円
	エ 光ディスク (DVD-R 4.7ギガバイト) に複写したもの	1枚につき 100円
	オ アからエまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	[略]

[略]

別記

様式第1号 (第2条関係)

[略]

[略]		
2 開示方法の区分	[略]	(1)~(3) [略]
	電磁的記録	(4) 光ディスク等に複写したものの交付
[略]		

[略]

[略]

(知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第 2 条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則 (平成15年宮崎県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後		
<p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第12条 条例第25条第1項本文の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。) を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付</p>		<p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第12条 条例第25条第1項本文の実施機関が定める方法は、電磁的記録を知事が保有するプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。) を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスク等に複写したものの交付とする。ただし、これらの方法により難いときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。</p>		
別表 (第13条の 2 関係)		別表 (第13条の 2 関係)		
公文書の種別	交付する写し	金額		
1 文書、図画又は写真	[略]			
	イ 複写機により複写したもの (多色刷りで、日本工業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1 枚につき 50円		
	ウ マイクロフィルム (印刷物として出力したものに限り。)	1 枚につき 50円		
	[略]			
2 電磁的記録	(1) 録音テープ	録音カセットテープ (ノーマルタイプ・120分) に複写したもの	1 巻につき 120円	
	(2) ビデオテープ	ビデオカセットテープ (VHS規格・120分) に複写したもの	1 巻につき 150円	
	(3) (1) 及び (2) 以外の電磁的記録	イ 印刷物として出力したもの (多色刷りで、日本工業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1 枚につき 50円	
		ウ フロッピーディスク (3.5 インチ 2 HD) に複写したもの	1 枚につき 60円	
		エ 光ディスク (CD-R 700メガバイト) に複写したもの	1 枚につき 100円	
		オ 光磁気ディスク (MO 230メガバイト) に複写したもの	1 枚につき 480円	
		カ アからオまでに掲げる方法以外の方法により複	[略]	
	[略]			

<p style="text-align: center;">写したもの</p> <p>[略]</p> <p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">開示方法の 区分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">電磁的記録</td> <td style="width: 55%;"> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>フロッピーディスク、 光ディスク、光磁気ディ スク、録音カセットテー プ又はビデオカセットテ ープに複写したものの交 付</u></p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	2	開示方法の 区分	電磁的記録	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>フロッピーディスク、 光ディスク、光磁気ディ スク、録音カセットテー プ又はビデオカセットテ ープに複写したものの交 付</u></p>	<p style="text-align: center;">写したもの</p> <p>[略]</p> <p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">開示方法の 区分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">電磁的記録</td> <td style="width: 55%;"> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>光ディスク等に複写し たものの交付</u></p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	2	開示方法の 区分	電磁的記録	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>光ディスク等に複写し たものの交付</u></p>
2	開示方法の 区分	電磁的記録	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>フロッピーディスク、 光ディスク、光磁気ディ スク、録音カセットテー プ又はビデオカセットテ ープに複写したものの交 付</u></p>						
2	開示方法の 区分	電磁的記録	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>光ディスク等に複写し たものの交付</u></p>						

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

告 示

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 181号

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示

宮崎県公報発行規程（平成 8 年宮崎県告示第1076号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(購読料)</p> <p>第15条 公報の購読料は、1部につき年間<u>3万 6,000円</u>とする。ただし、申込書により1年未満の期間の購読を申し込んだ者の購読料は、<u>3万 6,000円</u>を12で除して得た額に申込書に記入した購読申込月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(有償購読の中止)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定による還付の額は、<u>3万 6,000円</u>を12で除して得た額に届出書に記入された中止期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>様式第 2 号 (第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注</p> <p>1 購読料は、1年度分1部につき<u>36,000円</u> (送料込み) です。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(購読料)</p> <p>第15条 公報の購読料は、1部につき年間<u>37,200円</u>とする。ただし、申込書により1年未満の期間の購読を申し込んだ者の購読料は、<u>37,200円</u>を12で除して得た額に申込書に記入した購読申込月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(有償購読の中止)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定による還付の額は、<u>37,200円</u>を12で除して得た額に購読した月数を乗じて得た額を<u>37,200円</u>から減じた額とする。</p> <p>様式第 2 号 (第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注</p> <p>1 購読料は、1年度分1部につき<u>37,200円</u> (送料込み) です。</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県告示第 182号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前1171番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

宮崎県告示第 183号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
美郷町国民健康保険 南郷診療所	東臼杵郡美郷町南郷区神門1078番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年3月19日から平成29年3月18日まで

宮崎県告示第 184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サービス 事業所		指定居宅サービス 事業者		指 定 年 月 日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4562190035	訪問看護ステーションひむか	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	平成26年1月1日	訪問看護
4570302168	デイサービスセンター リラケア	宮崎県延岡市小野町4663番1	マナアップサポート株式会社	宮崎県延岡市伊形町4742番地3	平成26年1月4日	通所介護
4570203226	デイサービスセンター きらら 宮丸	宮崎県都城市宮丸町2街区8号1階丸	株式会社曾於サポートセンター	鹿児島県曾於市財部町北保2番地1	平成26年1月6日	通所介護
4570203242	スマイレイサービス	宮崎県都城市花緑町17号2番地3	株式会社トーアハウジング	宮崎県都城市花緑町17号2番地3	平成26年1月10日	通所介護
4570401127	株式会社宮崎ヒューマンサービス 日南営業所	宮崎県日南市木山1丁目1番15号	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	平成26年1月20日	福祉用具貸与
4570500886	株式会社宮崎ヒューマンサービス 小林営業所	宮崎県小林市真方273-6	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	平成26年1月20日	福祉用具貸与
4570601130	株式会社宮崎ヒューマンサービス 日向営業所	宮崎県日向市大王町1丁目81番地	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	平成26年1月20日	福祉用具貸与
4570401127	株式会社宮崎ヒューマンサービス 日南営業所	宮崎県日南市木山1丁目1番15号	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	平成26年1月20日	特定福祉用具販売
4570500886	株式会社宮崎ヒューマンサービス 小林営業所	宮崎県小林市真方273-6	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	平成26年1月20日	特定福祉用具販売
4570601130	株式会社宮崎ヒューマンサービス 日向営業所	宮崎県日向市大王町1丁目81番地	株式会社宮崎ヒューマンサービス	宮崎県都城市平江町43-6-1	平成26年1月20日	特定福祉用具販売

宮崎県告示第 185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定に

より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570203234	居宅介護支援事業 所七福神みのり	宮崎県都城市花繰 町38号13番地 コ ーポホープ 106号	合同会社七福神	宮崎県都城市花繰 町38号13番地 コ ーポホープ 106号	平成26年 1 月15日	居宅介護支援

宮崎県告示第 186号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定に
より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4562190035	訪問看護ステーシ ョンひむか	宮崎県東臼杵郡門 川町加草1541番地 1	特定非営利活動法 人ひむか福祉サー ビス	宮崎県東臼杵郡門 川町加草1541番地 1	平成26年 1 月 1 日	介護予防訪問看 護
4570302168	デイサービスセン ター リラケア	宮崎県延岡市小野 町4663番 1	マナアップサポー ト株式会社	宮崎県延岡市伊形 町4742番地 3	平成26年 1 月 4 日	介護予防通所介 護
4570203226	デイサービスセン ター きらら 宮 丸	宮崎県都城市宮丸 町 2 街区 8 号 1 階 丸	株式会社曾於サポ ートセンター	鹿児島県曾於市財 部町北保 2 番地 1	平成26年 1 月 6 日	介護予防通所介 護
4570203242	スマイレイサービ ス	宮崎県都城市花繰 町17号 2 番地 3	株式会社トーアハ ウジング	宮崎県都城市花繰 町17号 2 番地 3	平成26年 1 月10日	介護予防通所介 護
4570401127	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス 日南営業所	宮崎県日南市木山 1丁目1番15号	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス	宮崎県都城市平江 町43-6-1	平成26年 1 月20日	介護予防福祉用 具貸与
4570500886	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス 小林営業所	宮崎県小林市真方 273-6	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス	宮崎県都城市平江 町43-6-1	平成26年 1 月20日	介護予防福祉用 具貸与
4570601130	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス 日向営業所	宮崎県日向市大王 町 1 丁目81番地	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス	宮崎県都城市平江 町43-6-1	平成26年 1 月20日	介護予防福祉用 具貸与
4570401127	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス 日南営業所	宮崎県日南市木山 1丁目 1 番15号	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス	宮崎県都城市平江 町43-6-1	平成26年 1 月20日	特定介護予防福 祉用具販売
4570500886	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス 小林営業所	宮崎県小林市真方 273-6	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス	宮崎県都城市平江 町43-6-1	平成26年 1 月20日	特定介護予防福 祉用具販売
4570601130	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス 日向営業所	宮崎県日向市大王 町 1 丁目81番地	株式会社宮崎ヒュ ーマンサービス	宮崎県都城市平江 町43-6-1	平成26年 1 月20日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示第 187号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務		

				所の所在地		
4512011125	高鍋春光会病院	宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町 830番地	医療法人春光会	宮崎県宮崎市淀川3丁目8番5号	平成26年1月1日	短期入所療養介護
4572100271	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町3丁目1番2号	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡門川町庵川西6-60	平成26年1月31日	訪問入浴介護
4570800567	医療法人暁星会ふだんもとデイサービスセンター	宮崎県西都市三納3205番地4	医療法人暁星会	宮崎県西都市下三財3378	平成26年1月31日	通所介護

宮崎県告示第 188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事業 所番号	指定居宅介護支援 事業所		指定居宅介護支援 事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4570202806	居宅介護支援事業 所よかとこみのぼる	宮崎県都城市蓑原 町2969番地5	株式会社F&Kウ ェルフェアサービ ス	宮崎県都城市蓑原 町2969番地5	平成26年1月20日	居宅介護支援
4571900895	居宅介護支援事業 所 ぼけっと	宮崎県東諸県郡国 富町宮王丸 366番 地 ケアマネステ ーション国富	株式会社ぼけっと	宮崎県宮崎市新名 爪 8 番地88	平成26年1月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、
指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があっ
た。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事業 所番号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4512011125	高鍋春光会病院	宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町 830番地	医療法人春光会	宮崎県宮崎市淀川3丁目8番5号	平成26年1月1日	介護予防短期入 所療養介護
4572100271	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町3丁目1番2号	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡門川町庵川西6-60	平成26年1月31日	介護予防訪問入 浴介護
4570800567	医療法人暁星会ふだんもとデイサービスセンター	宮崎県西都市三納3205番地4	医療法人暁星会	宮崎県西都市下三財3378	平成26年1月31日	介護予防通所介 護

宮崎県告示第 190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次
の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保	指定介護療養型医療施設	開	設	者

険 事 業 所 番 号	名 称		名 称		辞 退 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4512011125	高鍋春光会病院	宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町 830番地	医療法人春光会	宮崎県宮崎市淀川3丁目8番5号	平成26年1月1日	介護療養型医療施設

宮崎県告示第 191号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
452000001	株式会社ふれあいケアセンター	宮崎市島之内字茱萸原9706-6ぐみばるin102号	株式会社ふれあいケアセンター	宮崎市島之内9706番地4	平成24年4月1日
452000002	ヘルパーセンター悠	小林市水流迫 569-13	株式会社悠	小林市東方1407番地1	平成24年4月1日
452000003	有限会社ケアセンター高野	宮崎市大橋2丁目26番地	有限会社ケアセンター高野	宮崎市大橋2丁目26番地	平成24年4月1日
451300000	デイサービス巨田ホーム	宮崎市佐土原町上田島11198番地1	特定非営利活動法人まんさくの会	宮崎市佐土原町上田島11198番地1	平成25年7月8日
451300001	ケアセンター一期一会ホームヘルプサービス	東諸県郡国富町須志田137-1	有限会社一期一会	東諸県郡国富町宮王丸520番地	平成25年7月16日
451300002	あったかほーむ愛あい	日向市財光寺2939番地8	特定非営利活動法人あったかほーむ愛あい	日向市財光寺2939番地8	平成25年11月15日
451300003	訪問介護ステーションめぐみ	宮崎市中村東1丁目3番10号2階	スローライフこぞの株式会社	宮崎市大淀1丁目1番3号	平成26年3月3日

宮崎県告示第 192号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する第48条の6第1項の規定により、登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

登 録 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
451000121	介護付有料老人ホームウィーンの森	都城市都島町123番地11	介護付有料老人ホームミュージズの森 都島	都城市都島町123番地11	平成25年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年3月20日から平成26年4月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影 宇目線	西臼杵郡日 之影町大字	旧	4.0 ~ 6.8	57.0

			七折字下園 7979番16地 先から同郡 同町同大字 同字7976番 3地先まで	新	9.0 ~ 11.2	57.0
--	--	--	---	---	---------------	------

宮崎県告示第 194号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月20日から平成26年 4 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
430	県道	郷之原 日南線	日南市北郷 町大藤字榎 原甲1260番 35地先から 同市同町大 藤同字甲12 60番 1 地先 まで	旧	8.2 ~ 28.1	91.0
				新	10.5 ~ 45.0	87.6

宮崎県告示第 195号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月20日から平成26年 4 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 宇目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字下園 7979番16地 先から同郡 同町同大字 同字7976番 3地先まで	平成26年 3 月20日

宮崎県告示第 196号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月20日から平成26年 4 月 3 日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
430	県道	郷之原 日南線	日南市北郷 町大藤字榎 原甲1260番 35地先から 同市同町大 藤同字甲12 60番 1 地先 まで	平成26年 3 月20日

宮崎県告示第 197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
木 城 町	北 山	I - 1 - 1094	急傾斜地の崩壊
		II - 1 - 6177	
	仁 君 谷 1	I - 1 - 1095	急傾斜地の崩壊
	仁 君 谷 2	I - 1 - 1096	急傾斜地の崩壊
	木 寺 - 1	II - 1 - 6172	急傾斜地の崩壊
	木 寺 - 3	II - 1 - 6176	急傾斜地の崩壊
	荒 谷 川	08 - 404 - 1 - 007	土 石 流
	北 山 川	08 - 404 - 1 - 009	土 石 流
	荒 谷 中 川	08 - 404 - 2 - 015	土 石 流
木 寺 西 川	08 - 404 - 2 - 017	土 石 流	
木 寺 東 川	08 - 404 - 2 - 018	土 石 流	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所へ備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	新下松尾	I-1-1398	急傾斜地の崩壊
	日添谷川	09-430-1-011	土石流
	倉ノ迫谷川	09-430-2-025	土石流
	倉の迫	I-1-1418	急傾斜地の崩壊
	向山日添	I-1-1419	急傾斜地の崩壊
	平畑	I-2-0065	急傾斜地の崩壊
	倉ノ迫-1	II-1-7227	急傾斜地の崩壊
	鹿野遊	I-2-0058	急傾斜地の崩壊
	上椎葉(上)	I-1-1404	急傾斜地の崩壊
	上椎葉(上)1	I-1-1405	急傾斜地の崩壊
	針金橋1	II-1-7330	急傾斜地の崩壊
	山中	I-2-0063	急傾斜地の崩壊
	崩の平	I-2-0064	急傾斜地の崩壊
	不土野中谷川	09-430-2-020	土石流
	不土野中-1	I-1-3542	急傾斜地の崩壊
新橋	I-1-1412	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必

要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木城町	北山	I-1-1094	急傾斜地の崩壊
		II-1-6177	
	仁君谷1	I-1-1095	急傾斜地の崩壊
	仁君谷2	I-1-1096	急傾斜地の崩壊
	木寺-1	II-1-6172	急傾斜地の崩壊
	木寺-3	II-1-6176	急傾斜地の崩壊
	荒谷川	08-404-1-007	土石流
	荒谷中川	08-404-2-015	土石流
	木寺西川	08-404-2-017	土石流
	木寺東川	08-404-2-018	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー日南店
日南市大字星倉字貝守4426番2 外19筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）タイヨー日南店
（変更後）タイヨー日南店
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

（変更後）株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社ゲオ 代表取締役 吉川恭史
愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号

- 4 変更の年月日
平成26年3月7日
- 5 変更した理由
店舗名称の確定及び新規小売業者の出店のため
- 6 届出年月日
平成26年3月6日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年3月20日から平成26年7月22日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成26年3月20日から平成26年7月22日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー日南店
日南市大字星倉字貝守4426番2 外19筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
（変更後）24時間営業
② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前8時30分から午後11時30分まで
（変更後）24時間
③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前6時から午後8時まで
（変更後）午前6時から午後10時まで

- 4 変更する年月日
平成26年3月7日
- 5 変更する理由
営業施策のため。
- 6 届出年月日
平成26年3月6日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年3月20日から平成26年7月22日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成26年3月20日から平成26年7月22日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中津留土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	中村丸夫	日南市大字酒谷乙6179番地
理事	金丸益三	日南市大字酒谷乙5106番地1
理事	小野慎一	日南市大字酒谷乙4249番地1
理事	伊豆本喜一	日南市大字酒谷乙6109番地2
理事	大塚達男	日南市大字酒谷乙2833番地
監事	黒木英則	日南市大字酒谷乙5055番地
監事	久川文弘	日南市大字酒谷乙4756番地

（任期：平成27年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	中 村 丸 夫	日南市大字酒谷乙6179番地
理 事	金 丸 益 三	日南市大字酒谷乙5106番地 1
理 事	小 野 慎 一	日南市大字酒谷乙4249番地 1
理 事	伊豆本 喜 一	日南市大字酒谷乙6109番地 2
理 事	大 塚 達 男	日南市大字酒谷乙2833番地
監 事	高 橋 透	日南市大字酒谷乙6305番地 3
監 事	黒 木 英 則	日南市大字酒谷乙5055番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、五ヶ所地区県営土地改良事業（高千穂町、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成26年 3 月20日から平成26年 4 月18日まで
- 縦覧場所
高千穂町役場農地整備課内

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類
基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 作業地域
宮崎県内全域
- 作業期間
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

建築士法（昭和25年法律第 202号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免許の取消しをした年月日
平成26年 3 月 6 日
- 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
宇治野 一美
二級建築士

宮崎県知事登録第2317号

3 免許の取消しの理由

法第 8 条の 2 の規定により、平成26年 2 月 7 日付けで、二級建築士死亡等届が提出された。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 随意契約に係る特定役務の名称
宮崎県サーバ統合基盤提供業務
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部情報政策課システム最適化担当
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 1 月29日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州通信ネットワーク株式会社
福岡県福岡市中央区天神 1 丁目12番20号
- 随意契約に係る契約金額
912,970,470円
- 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号に基づく随意契約

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年 3 月 2 日現在次のとおりである。

平成26年 3 月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,500人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,624人

宮崎県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た

数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年3月2日現在次のとおりである。

平成26年3月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,346人
都城市選挙区	45,798人
延岡市選挙区	35,470人
日南市選挙区	15,840人

小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	16,101人
日向市選挙区	17,081人
串間市選挙区	5,706人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,275人
えびの市選挙区	5,990人
北諸県郡選挙区	6,689人
東諸県郡選挙区	7,800人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,762人
東臼杵郡選挙区	8,308人
西臼杵郡選挙区	6,168人

県議会告示

宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成26年3月20日

宮崎県議会議長 福 田 作 弥

宮崎県議会告示第2号

宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

宮崎県議会情報公開条例施行規程（平成15年宮崎県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
<p>（電磁的記録の開示の実施の方法）</p> <p>第10条 条例第15条本文の議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>（1）録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>（2）その他の電磁的記録 当該電磁的記録を議会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付</p>		<p>（電磁的記録の開示の実施の方法）</p> <p>第10条 条例第15条本文の議長が定める方法は、電磁的記録を議会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスク等に複写したものの交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。</p>	
別表（第13条関係）		別表（第13条関係）	
公文書の種別	交付する写し	金額	
1 文書、図画又は写真	[略]		
	イ 複写機により複写した もの（多色刷りで、日本 工業規格A列3番以下の 大きさの用紙によるもの に限る。）	1枚に つき 50円	
	ウ マイクロフィルム 印 刷物として出力したもの	1枚に つき 50円	
	[略]		
2 電磁的記録	（1）録音テープ 録音カセットテープ（ノー マルチタイプ・120分）に複 写したもの	1巻に つき 120円	
	（2）ビデオテープ ビデオカセットテープ（V HS規格・120分）に複写	1巻に つき	
公文書の種別	交付する写し	金額	
1 文書、図画又は写真	[略]		
	イ 複写機により複写した もの（多色刷りで、日本 工業規格A列3番以下の 大きさの用紙によるもの に限る。）	1枚に つき 30円	
	ウ マイクロフィルム 印 刷物として出力したもの	1枚に つき 30円	
	[略]		
2 電磁的記録			

	したもの	150円			
	(3) (1)及 び(2)以外 の電磁的記 録	イ 印刷物として出力した もの(多色刷りで、日本 工業規格A列3番以下の 大きさの用紙によるもの に限る。)	1枚に つき 50円		[略]
		ウ フロッピーディスク(3.5インチ2HD)に複 写したもの	1枚に つき 60円		
		エ 光ディスク(CD-R 700メガバイト)に複写 したもの	1枚に つき 100円		ウ 光ディスク(CD-R 700メガバイト)に複写 したもの
		オ 光磁気ディスク(MO 230メガバイト)に複写 したもの	1枚に つき 480円		エ 光ディスク(DVD-R 4.7ギガバイト)に複 写したもの
		カ アからオまでに掲げる 方法以外の方法により複 写したもの	[略]		オ アからエまでに掲げる 方法以外の方法により複 写したもの
	[略]				[略]
別記	様式第1号(第2条関係)			別記	様式第1号(第2条関係)
	[略]				[略]
	[略]				[略]
	2 開示方法の 区分	電磁的記録	(1)~(3) [略] (4) フロッピーディスク 、光ディスク、光磁気デ ィスク、録音カセットテ ープ又はビデオカセット テープに複写したものの 交付	2 開示方法の 区分	電磁的記録
	[略]				(1)~(3) [略] (4) 光ディスク等に複写 したものの交付
	[略]				[略]
	[略]				[略]
附 則	この告示は、平成26年4月1日から施行する。				